

無体財産と消費税課税

—海外からの電子書籍への課税に向けた法改正に際して—



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
- II. 無体財産のクロスボーダー取引
 - (1) クロスボーダー取引の無体財産化
 - (2) 電子書籍市場の出現
- III. インターネット取引と租税回避
 - (1) グローバル企業の租税回避
 - (2) Tax-War国と企業、国と国
- IV. インターネット取引への課税ルールの導入
 - (1) OECDによるルール作り
 - (2) 電子書籍と我が国の税制
- V. 今後の消費税課税の法改正問題
- VI. おわりに

I. はじめに

昨今の我が国の商取引分野では、これまでその商品が有形物から無形物へと変化が目立つが、それは最近のパソコンとインターネットの普及と無関係ではない。例えば、身近な例では音楽がレコード・CDからインターネット配信に、書籍・雑誌が紙媒体から電子出版へといずれも有形物から無形物に替わり、その商品の対価・著作権料の受取方法も変わってきている。それと同時にその商品の販売に係る税の取り立て方法も変わってくるのは当然のことである。

租税法の世界では、その法制化がこれらの電子商取引とか電子書籍などが存在しなかった時代に行われたために、その実施面での矛盾・不都合が表面化している。

本稿では、海外から電子配信される無体財産の販売に係る課税問題に関連して、最近の我が国の実情と、消費税課税のための法改正について論じるものである。